

Ⅲ水際対策に関するマニュアル

目次

第1章 始めに

- 1 水際対策の基本方針
- 2 水際対策の概要
- 3 本マニュアルにおける用語の定義

第2章 水際対策の実施方針

- 1 総論
- 2 未発生期の対応

第3章 検疫の実施

- 1 検疫の強化
- 2 検疫の集約化
- 3 検疫等の基本的流れ

第4章 対象者ごとの具体的な対応

- 1 有症者（新型インフルエンザ等感染を疑う者）への対応
- 2 濃厚接触者への対応
- 3 同乗者及び発生国からの入国者への対応
- 4 密入国者に対する対応
- 5 検疫業務に関わる者の安全確保

第5章 水際対策の縮小・中止時期

第6章 海外での発生情報がない中で、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の対応

第7章 関係機関との連携

第8章 情報の収集及び提供

参考資料1：水際対策の概要

水際対策に関するマニュアル 概要

(県の役割)

- 1 目的
 検疫所が行う検疫業務と連動し、県として実施する対策
- 2 開始時期
 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国において、新型インフルエンザ等に係る検疫を実施する空港・港の集約化など検疫強化が決定された時点から開始(国内感染期まで)
- 3 対象
 - (1) 集約された場合
 小松空港の貨物専用機、金沢港・七尾港の貨物船における乗組員等に対する検疫
 第三国を經由して入国しようとする発生国(地域)在住、滞在者に対する検疫
 - (2) 集約化されていない場合
 発生国(地域)からの航空機及び船舶における乗客等の入国者並びに第三国を經由して入国しようとする発生国(地域)在住、滞在者に対する検疫
- 4 検疫の基本的流れ

検疫	県等の関与
(1) 患者の通報	県知事等に通報あり
(2) 健康状態の質問の実施	—
(3) 医師の診察	—
(4) PCR検査	保健環境センターでの検査
(5) 隔離	—
(6) 隔離医療機関までの搬送	保健福祉センター等での搬送
(7) 患者の届出	保健福祉センター等で届出の受理
(8) 濃厚接触者の停留	—
(9) 健康監視者の通報	県知事等に通報あり
(10) 健康監視の実施 ・ 有症状者(措置解除後) ・ 濃厚接触者(停留解除後) ・ 同乗者	保健福祉センター等が実施

第1章 始めに

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは現実的に不可能に近いということを前提としつつ、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせるため、関係省庁のあらゆる施策を総合的に実施し、協調、連携して、水際対策に取り組む必要がある。本マニュアルは、検疫所が行う検疫業務と連動し、県として実施する対策を具体的に示したものである。

1 水際対策の基本方針

- (1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、水際対策を構築するに当たっては、次に掲げる事項に留意する必要がある。
 - ア 国内でのまん延をできるだけ遅らせ、その間に検査体制、医療体制（帰国者・接触者外来）等の整備のための時間を確保すること
 - イ 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現すること
- (2) 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

2 水際対策の概要

国は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、直ちに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部を設置し、県は、県対策本部を設置する。関係省庁は、必要に応じて、在外邦人への感染症危険情報の発出、入国者の検疫強化（隔離・停留・健康監視等）、検疫を実施する空港・港（以下「検疫実施空港・港」という。）の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施する。検疫強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。（参考資料1参照）

3 本マニュアルにおける用語の定義

- (1) 有症者：発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者
- (2) 患者
 - ア 新型インフルエンザ等と診断された者
 - イ 新型インフルエンザ等の疑似症を呈している者であって新型インフルエンザウイルス等に感染したおそれがある者
- (3) 濃厚接触者
 - ア 渡航中に患者と行動をともにした家族や友人等
 - イ 搭乗・乗船中に患者の世話をした乗務員・乗組員又は機内・船内等において患者の一定距離内に着座していた者等であって検疫官が濃厚接触者と判断したもの。
 - ウ 濃厚接触者に該当するかどうかの判断に当たっては、患者の動きなども勘案する。

なお、濃厚接触者の定義については、新型インフルエンザ等の症例定義が明らかになり次第、改めて明確化する。

- (4) 同乗者：患者と同じ航空機及び船舶等に乗合わせた者

第2章 検疫の実施方針

1 総論

- (1) 国が行う水際対策は、病原性の程度が不明であるか、高いことが想定される場合に開始することになるが、以下の点に留意し、実施される。

ア 水際対策は、対策の開始時に、日本への感染者の到着数が少数と考えられる場合（発生国での感染の拡がりが限定的である場合や、発生地と日本との人の往来が少なく日本への侵入リスクが低い場合等）に侵入遅延に有効となる可能性が期待できる対策である。

イ 対策の開始時点において、日本と人の頻繁な往来のある複数の国で流行が確認されている場合や大規模な流行が確認されている場合等には、日本に感染者が多く到着することが想定され、空港・港での水際対策によって一部の患者を発見したとしても、国内への侵入遅延の効果は限界があることから、入国後の健康監視制度の活用や発見した患者を迅速に感染症指定医療機関へ搬送し適切な医療を提供すること、その他の帰国者・入国者に対しては、体温測定による発熱の有無など一定期間の健康状態の確認を行うこと、また体調が悪くなったときは保健福祉センター及び金沢市保健所（以下「保健福祉センター等」という。）に相談の上、医療機関を受診するなど発症後の過ごし方に関する注意喚起をすることに努める（国内に患者が発生しているときも同様）。

なお、対策の開始後においては、新たな情報が得られ次第、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部において速やかに対策の変更（縮小・中止）が決定される。

- (2) 水際対策の具体的な実施方針（検疫の実施方法、在外邦人の帰国手段、帰国した在外邦人の停留、外国人の入国のあり方等）については、感染拡大の状況や、病原性の判明の状況等に応じ、様々な対応があり得ることから、新型インフルエンザを想定して作成した対応パターン例を示す。新型インフルエンザ等が実際に発生した際には、これらの対応パターン例を参考にしながら、状況に応じて対策を決定し、縮小・中止を含め柔軟に対策を実施する。なお、検疫の効果は、感染経路や潜伏期、検疫所においてスクリーニングできる症状や検査体制等によって異なるため、これらがインフルエンザと異なる新感染症の場合には、疾病の特性を踏まえた判断が必要である。

※ 新型インフルエンザ発生時の対応パターン例

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
目的	発生地域からの入国者を最大限抑制し、在外邦人の帰国を促す。	病原体の侵入を可能な限り遅らせる。	入国する患者への医療を提供する（侵入を遅らせることは期待できない）。	重症化が想定される者への注意喚起を行い、入国する患者へ医療を提供する。	重症化が想定される者への注意喚起をする。
想定される状況	致命率が極めて高い新型インフルエンザが発生し、WHOは当該国の発生地域の封じ込めを決定。	病原性が高い又は高いことが否定できない新型インフルエンザが発生し、感染の拡がりは限定的である。	病原性が高い又は高いことが否定できないが、既に複数国において患者の発生を確認	病原性が中等度の新型インフルエンザと判明	病原性が季節性インフルエンザ並みと判明
検疫実施 空港・港	当該地域からの全旅客機・旅客船（貨客船を含む。以下この表において同じ。）に限り集約化	当該国又はその一部地域からの全旅客機・旅客船に限り集約化	集約しない	集約しない	集約しない
隔離措置の実施	実施	実施	実施	実施	なし
停留措置の対象	当該国又はその一部地域からの入国者全員	患者の同行者	原則なし	なし	なし
健康監視の対象	なし	患者座席周囲の者等	患者の同行者、患者座席周囲の者等	患者の同行者	なし

航空機等の 運航自粛	状況に応じ当 該国又はその 一部地域から の全旅客機・ 旅客機・旅客 機・旅船の運 航自粛の要請	必要に応じ減 便の要請	原則なし	なし	なし
在外邦人の 帰国手段	代替輸送手段 (全員の停留 実施)	代替輸送手段	原則として定 期便で帰国	定期便で必要 に応じ帰国	定期便で必要 に応じ帰国
外国人への 査証措置	査証発給停止	査証審査の厳格 化	査証審査の厳 格化	なし	なし
健康カードの 配付	全入国者	全入国者	全入国者	全入国者	全入国者

(注 1) 対応パターン 1 は、極端な状況を想定しており、その他のパターンを含め実際には様々な対応があり得る。

(注 2) 病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施する。

(注 3) 停留・健康監視の対象者の範囲については、新型インフルエンザ等発生後、病原体の感染力等につて得られた知見を踏まえて、早急に判断する。

(注 4) 病原性については、致命率等の一つの指標で表されるものではなく、数値化することは困難であるが、本ガイドラインにおいては、政府行動計画の被害想定に基づき、過去の経験から、概ねスペインインフルエンザを参考に致命率 2.0 パーセント程度の場合を高度、アジアインフルエンザを参考に致命率 0.53 パーセント程度の場合を中等度、季節性インフルエンザ並みの場合を低度とする。

2 未発生期の対応

(1) 在外邦人の支援に関する体制の整備

ア 外務省は、在外邦人が、滞在国における新型インフルエンザ等の発生時に、自らの判断と責任において、帰国するか否かを適切に選択することができるよう、滞在国における感染拡大の状況、医療体制や治療薬など治療手段の入手可能性、滞在国政府の方針等について適時正確な情報を発出する。

イ 外務省、厚生労働省及び関係省庁は、新型インフルエンザ等発生時における混乱を避け、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現するために、日頃から新型インフルエンザ等の発生情報に関して諸外国や国際機関等と緊密に情報交換できる体制を整え、新型インフルエンザ等の発生の疑いの段階で情報を入手するよう努める。

ウ 外務省、防衛省、海上保安庁、国土交通省及び関係省庁は、新型インフルエンザ等発生時に在外邦人の輸送手段が円滑に確保されるよう、関係機関と連携し、チャータ

- 一便や政府専用機等による輸送の安全の確保に関する必要な準備を進めるよう努める。
- エ 厚生労働省及び外務省は、諸外国（特に日本各地との定期便のあるハブ空港を有する国）における新型インフルエンザ等発生初期の水際対策に係る情報を事前に入手するよう努める。

（２）検疫の実施に関する体制の整備

- ア 厚生労働省は、防衛省と調整の上、新型インフルエンザ等発生時における検疫の強化に対応するため、必要な準備を進め、必要な訓練を実施する。
- イ 厚生労働省は、停留施設の運営に従事を予定する職員に対して、あらかじめ必要な研修を実施する。
- ウ 厚生労働省は、検疫実施空港・港の集約化について、新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応できるよう、集約化を実施する必要がある国・地域をあらかじめ想定しておく。
- また、厚生労働省及び国土交通省は、集約対象の定期便の検疫実施空港・港を指定するための具体的手順を策定するとともに、運航計画の変更、乗客への周知、キャンセル対応等について、航空会社等と調整し、必要な準備を進める。
- なお、航空会社等との調整には、必要かつ十分な時間を確保する。
- エ 検疫所長は、新型インフルエンザ等発生時又は発生疑い時において、発生国又はその一部地域から検疫飛行場以外の空港を利用するチャーター便について、あらかじめ航空会社等に自粛を要請する。
- オ 厚生労働省は、健康状態質問票（以下「質問票」という。）及び入国後の注意喚起事項を記載した健康カードの旅客機・旅客船（貨客船を含む。以下同じ。）への搭載、発生時又は発生疑い時における乗客等への配付について、検疫法（昭和26年法律第201号）第23条の2の規定に基づき、航空会社等に対し事前に国内外の事業所等への配備を含め、あらかじめ要請する。
- カ 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に予想される隔離・停留・健康監視等の検疫措置の内容やその目的について、ホームページ等を利用して周知する。
- キ 水際対策関係者は、検疫所が実施する訓練の機会などにおいて、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。
- ク 検疫所は、同時に多数の隔離対象者が発生した場合に備え、医療機関への搬送に対して、あらかじめ民間救急の活用を検討するとともに、消防機関への応援を要請する場合に備えた近隣の消防機関との必要な準備を進める。この場合、検疫所が搬送の主体となるので、救急隊員等が必要とする個人防護具（マスク等の個人を感染から守るための防護具）や車内の消毒用薬剤等の資器材については検疫所が用意することとする。
- ケ 検疫所は、新型インフルエンザに対するPCR検査等の実施体制を整備するとともに、都道府県等と協議し、採取した検体の検査を最寄りの地方衛生研究所に依頼するなど相互協力体制を整える。なお、本県においては、新潟検疫所小松空港出張所と協議し、保健環境センターにおいて検査を行うこととする。

（３）県の対応

- 県は、国の対応に基づき、海外発生期に備え、新潟検疫所小松空港出張所、感染症指

定医療機関及び保健環境センター等と調整し、相互協力体制を確保する。

第3章 検疫の実施

1 検疫の強化

検疫の強化は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が示す基本的対処方針によって、その発生国・地域（以下「発生国」という。）から来航する航空機・船舶に対し、新型インフルエンザ等に係る検疫強化が決定された時点から開始される。

なお、国内での感染が拡大した段階で、感染の状況に応じて検疫措置は縮小される。

2 検疫の集約化

（1）基本的な考え方

ア 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5 空港、4 海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることが検討される。

（ア）5 空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）

（イ）4 海港（横浜・神戸・関門・博多）

（注 1）特定検疫飛行場においては、発生国から来航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定する。

（注 2）貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。

イ この決定は極めて短期間に行う必要があるため、新型インフルエンザ等の未発生期の段階から、検疫集約化の実施手順・方法、停留のあり方、入国審査、税関等における対応等を具体的に整理しておくことが必要である。

ウ 検疫の実務的な要領は、厚生労働省により別途定められる。

（2）県の対応

ア 集約化された場合

発生国からの貨物専用機及び貨物船における乗組員等の入国者並びに第三国経由で入国しようとする者に対する検疫が行われることとなる。

（ア）小松空港－貨物専用機

（イ）金沢及び七尾港－貨物船

（ウ）第三国を経由して入国しようとする発生国（地域）在住・滞在者

イ 集約化されない場合

発生国からの航空機及び船舶における乗客等の入国者並びに第三国経由で入国しようとする者に対する検疫が行われることとなる。

（ア）小松及び能登空港－航空機

- (イ) 金沢及び七尾港一船舶
 - (ウ) 第三国を経由して入国しようとする発生国（地域）在住・滞在者
- ウ 県警は、特定検疫港等及びその周辺等において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

3 検疫等の基本的流れ

発生国からの入国者（乗務員・乗組員を含む。）については、以下により対応される。

(1) 事前の患者発生報告

機長（船舶の長）から、検疫所長に対し、空港（港）に到着前に、有症状者の発生について報告がある。

(2) 入国者に対する健康状態の把握

入国者全員に対し、検疫官によるサーモグラフィーでの体温測定と健康状態質問票を用いた健康状態の把握が行われる。

(3) 医師の診察及び検査

入国者に対する健康状態の把握の結果、有症状者には、検疫所の医師（感染症指定医療機関の医師が兼務）による診察と新型インフルエンザ等の PCR 検査（以下、「PCR 検査」という。）の検体（咽頭拭い液等）採取が実施される。

PCR 検査は、事前協議の上、検疫所長の依頼により、健康推進課を通じて、保健環境センターにおいて PCR 検査を実施する。PCR 検査の検体は、検査依頼書を添付し、検疫所職員が保健環境センターへ搬送する。

(4) 隔離

患者は、医師の診察及び検査を実施したあと、検疫委託医療機関（感染症指定医療機関が指定されている）に、搬送され隔離される。

患者の搬送については、事前に隔離に係る入院を委託する医療機関（感染症指定医療機関）との間で、連絡体制、搬送方法等が定められる。

なお、その実施が困難な場合には、事前に協議の上、検疫所長の依頼により、健康推進課を通じて、保健福祉センター等における搬送等の協力体制を整える。

→＜委託医療機関（感染症指定医療機関）＞

- ・南加賀：小松市民病院
- ・石川中央：金沢市立病院
- ・能登中部：公立能登総合病院
- ・能登北部：市立輪島病院

(5) 県知事及び金沢市長への患者発生報告

検疫所長は、患者発生等について、患者の居所の所在地を管轄する県知事又は保健所設置市である金沢市長（以下「県知事等」という。）に対し、その旨を通報する。

(6) 停留

ア 基本的な考え方

患者との濃厚接触者については、患者の検査結果が判明するまで、検疫所長が定めた場所において一時待機（停留）する。

患者の新型インフルエンザ等検査の結果が陰性であった場合は、濃厚接触者の停留が解除され、健康監視の対象者となる。

イ 停留対象者の範囲

(ア) 停留は、個人の行動を数日間にわたり制限することから、人権に配慮し、その実施及び対象者の範囲については、判断の時点における最新の科学的知見を踏まえ、最小の対象範囲かつ日数とするとともに、健康監視での対応も含めて検討する必要がある。

(イ) 病原体の病原性・感染力等を考慮し、停留対象者を限定することを検討する。停留を行う場合の対象者（入国予定者に限る。）の範囲については、以下の a、b の範囲が考えられるが、原則として a の範囲とする。

a 患者と同一旅程の同行者（出発空港・港で初めて合流した者を除く。以下同じ。）

b 患者と同一機内・船内の者で次のうち厚生労働省と調整の上、検疫所長が必要と判断した者

(a) 患者と同一旅程の同行者

(b) 患者の座席周囲の者

(c) 乗務員等で患者の飛沫に曝露した者

ウ 停留場所の確保

(ア) 停留場所としては、医療機関の活用を考えるが、限られた資源を有効に活用する必要もあることから、医療機関以外の施設の活用についても検討する。その場合、次に掲げる要件を満たす施設が適当である。なお、貨物船において患者発生があった場合の停留においては、貨物船内の居室等を活用する。

a 停留施設として使用する宿泊施設の決定に当たっては、停留者を搬送する際の利便性を考慮し、特定検疫港等からのアクセス性を基礎とする必要があることから、特定検疫港等が所在する市町及びその近接する市町の中から必要な施設を確保する。

b その時点では発症していない者に一定の場所に留まってもらう必要があるため、肉体的・精神的負担ができるだけ少なく過ごすことができ、衛生面でも問題がない施設とする。

c 停留者間の接触を最小限に抑える観点から、部屋の中に風呂、トイレ、テレビ、電話等の設備が設置されている等、原則一人一室で使用でき、結婚式、会議等のイベント等を行わない、宿泊に特化した宿泊施設の使用を優先して検討する。

(イ) 厚生労働省は、宿泊施設等の管理者に対し事前に説明を行い施設の使用に関して同意を得ることができるよう努める。周囲の宿泊施設の確保を進めて、県等に説明を行う。

(ウ) 厚生労働省は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる際には、停留施設として使用したい特定検疫港等周辺の施設の管理者から正当な理由がないのに同意を得られない場合においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 29 条

に基づく停留施設の使用を検討する。

エ その他

県警は、停留場所及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(7) 停留しない者に対する健康監視の実施

ア 検疫所長は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者の居所の所在地を管轄する県知事等に対し、その旨を通知し、県知事等は、当該者に対し、検疫所長が定めた期間内の健康監視を行う。

→＜健康監視の内容＞

- (ア) 帰宅するまでの間、検疫所で配布されたマスクの着用
- (イ) 一定期間の外出自粛
- (ウ) 朝夕の体調、身体に異状をきたした場合の報告等

イ 健康監視（入国者に限る。）の対象範囲は、以下の(ア)から(エ)までのパターンが考えられ、原則として(ア)の範囲とする。

(ア) 患者と同一旅程の同行者

(イ) 患者と同一機内・船内の者で次のうち厚生労働省と調整の上、検疫所長が必要と判断した者

- a 患者と同一旅程の同行者
- b 患者の座席周囲の者
- c 乗務員等で患者の飛沫に曝露した者
- d 発生国又はその一部地域において、感染した又は感染したおそれのある者と接触のあった者

(ウ) 確定患者の発生した旅客機又は旅客船の全員

(エ) 発生国からの全員

ウ 第三国（発生国以外の国をいう。以下同じ。）を經由して入国した者に関連する停留や健康監視については、上記に準じた対応とするが、停留ができない空港・港（特定検疫港等以外の空港・港）においては、県及び市町と連携の上、厳格な自宅待機（より厳重な健康監視）により対応する。

(8) 積極的疫学調査の実施と報告

県知事等は、健康監視等により健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対する積極的疫学調査等を実施するとともに、その結果を厚生労働省に報告し、情報を共有する。

(9) 新型インフルエンザ等感染を疑う者が発生した場合の対応

検疫所における患者等に関する報道機関等への対外的な対応は、原則として厚生労働省で行われる。

第4章 対象者ごとの具体的な対応

※検疫に関する対応については、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、また発生段階に応じて異なることから、以下には基本的な考えとして、病原性等の情報が不足しており、かつ初期（国内感染早期まで）の段階のものを示す。

1 有症者（新型インフルエンザ等感染を疑う者）への対応

- (1) 新型インフルエンザ等に感染している可能性がある場合には、機（船舶）内で検疫所の医師により、有症者に対し質問票及び調査票を基に診察が行われる。
- (2) 診察時に、新型インフルエンザ等感染を疑う者から PCR 検査の検体が採取される。採取された検体は、検疫所職員が、検査依頼書を添付して保健環境センターに搬送し、保健環境センターは検査を実施する。
- (3) 検体の採取後、当該者は委託医療機関（感染症指定医療機関）へ搬送され、隔離が行われる。必要に応じて、保健福祉センター等が搬送に協力する。
- (4) 保健福祉センター等において搬送に協力する職員は、感染防止の観点から必要な防護対策を行うとともに、搬送車は、使用後適切な消毒方法により消毒し次の使用に備える。
- (5) 検疫所長は、委託医療機関の医師に代用させ、感染症発生に係る届出様式を用いて、「疑似症患者」として医療機関を管轄する保健福祉センター等へ届け出る。
(状況によっては、PCR 検査による結果判明後に確定例として届け出ることとなる。)
- (6) 保健環境センターは、PCR 検査の結果が判明次第、健康推進課に報告し、健康推進課は、すみやかに検疫所に報告する。
- (7) PCR 検査の結果が陽性の場合には、PCR 検査の検体は、保健環境センターから国立感染症研究所に送付され、確定検査が実施される。
- (8) PCR 検査の結果が陰性であっても、臨床症状などから感染が強く疑われる場合は、検疫所の判断に基づき、およそ半日程度経過後に、感染症指定医療機関において、再度、PCR 検査の検体が採取され、検疫所職員により保健環境センターへ搬送されるため、保健環境センターは、PCR 検査の再検査を実施する。
- (9) PCR 検査によって、新型インフルエンザ等ウイルスを保有していないことが確認されたときは、原則として、新型インフルエンザ等感染を疑う者の隔離措置が解除される。検疫所長から当該者の居所の所在地を管轄する県知事等へ健康監視下にある旨の通報が行われるため、保健福祉センター等は期間内の健康監視を実施する。

2 濃厚接触者への対応

- (1) 濃厚接触者は、航空機（船舶）内にて、質問票及びサーモグラフィー等により健康状

態が確認され、健康状態に異状がなければ、マスクと健康状態の報告のちらしが配付され、検疫所長が定めた適切な場所において停留措置が行われる。

- (2) 濃厚接触者の搬送は、検疫所により実施される。
- (3) 濃厚接触者の健康状態に異状を生じた場合には、当該者に対し、PCR 検査が実施され、必要に応じ、隔離措置の対象となり、委託医療機関への搬送が実施される。
- (4) 新型インフルエンザ等感染を疑う者の PCR 検査等の結果が陰性で、隔離措置が解除されたときは、その濃厚接触者の停留措置も解除され、健康監視が実施される。
- (5) 健康監視について、検疫所長から当該者の居所の所在地を管轄する県知事等に健康監視下にある旨の通報が行われるため、保健福祉センター等は、迅速に対応体制を整える。
- (6) 新型インフルエンザ等感染を疑う者の PCR 検査結果が判明次第、健康監視対象者の居所の所在地を管轄する県知事等に通報される。

3 同乗者及び発生国からの入国者への対応

- (1) 同乗者及び発生国からの入国者に対し、機（船舶）内にて、質問票及びサーモグラフィ等により健康状態が確認され、異状が確認された場合には、検疫所の医師による診察等が実施される。
- (2) 健康状態に異状がなければ、マスクと健康状態の報告のちらしが配付され、健康監視の対象者となる。
- (3) 健康監視について、検疫所長から当該者の居所の所在地を管轄する県知事等に健康監視下にある旨の通報が行われるため、迅速に対応体制を整える。
- (4) 同乗者の健康監視においては、新型インフルエンザ等感染を疑う者の PCR 検査結果が判明次第、健康監視対象者の居所の所在地を管轄する県知事等に通報される。

4 密入国者に対する対応

密入国者に対する検疫を実施する場合は、海上保安部署や県警察等の協力が要請され、検疫職員の安全を確保した上で実施される。新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者が確認された場合には、隔離、停留等、必要な措置が講じられる。なお、国内において密入国者が発見され、関係機関へ協力要請が行われた場合には、連携して対応にあたる。

5 検疫業務に関わる者の安全確保

検疫所職員が、不完全な感染防御で患者と接触するなど感染が疑われる場合、検疫所において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が実施されるとともに、感染症法に基づく措置の対象になり得るため、最寄りの保健福祉センター等に報告される。

保健福祉センター等は、検疫所長からの報告に基づき健康監視等を行う。

第5章 水際対策の縮小・中止時期

水際対策は、新型インフルエンザ等に関する病原性等について新たな情報が入手された場合や国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなったと判断する場合に、政府対策本部が縮小や中止などの見直しを行う。

第6章 海外での発生情報がない中で、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の対応

1 基本的な考え方

我が国で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合、国際保健規則（IHR）を踏まえ、国際的な責任を果たす観点から、国外に感染を拡大させないよう、できる限り感染者を国内に留め置くことが必要である。

2 患者への出国自粛勧告等

- (1) 政府対策本部は、患者に対し、不要不急の出国を自粛するよう勧告し、厚生労働省、外務省等は、ホームページ等においてこれを周知する。
- (2) 国土交通省は、発熱しているなど感染している可能性が高い者がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が作成した指針（患者及び疑似症患者の定義）に従い拒否を行うべきことを、航空会社・船舶会社に注意喚起する。
- (3) 外務省は、在外邦人に対し、政府対策本部が発信する情報の迅速な提供に努める。
- (4) 国内外における発生状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこれらの対応を順次縮小する。

第7章 関係機関との連携

- 1 検疫所、保健福祉センター等及び感染症指定医療機関等の関係機関は連携を密にし、初動体制を構築するため、検疫所が中心となって訓練等を実施する。

→〈関係機関〉

- ・ 検疫所
- ・ 委託医療機関（感染症指定医療機関が兼務）
- ・ 県健康推進課
- ・ 県警
- ・ 保健福祉センター及び金沢市保健所
- ・ 保健環境センター 等

2 県警は、検疫所長の要請により、検疫所及び停留場所並びにその周辺地域において、検疫業務が円滑に行われるよう、必要に応じた警戒活動等の体制を整える。さらに、大規模な混乱等に対する機動隊の運用についても検討する。

第8章 情報の収集及び提供

適切な検疫を実施するためには、国民一人一人の自覚と積極的な協力が不可欠であることから、検疫所により、出入国者に対し、新型インフルエンザ等の海外における発生状況及びその感染防止策に関する情報等について、積極的な情報提供が行われる。

参考資料1：病原性が高い場合の水際対策の概要

